

○議長 小田 武人君

6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。通告書にありますように、本日は 4 点について質問をしていきたいと思いま
す。

最初に学校教育の保護者負担軽減ということについてですが、皆さん方も十分に御存知のよう
に、日本国憲法や教育基本法には、「義務教育は無償とする」ということを書かれており、でも
この無償という意味は、当時ですね、授業料は不徴収、授業料だけが無償と言われていたわけ
ですが。さまざまな社会的背景等がありまして、昭和 44 年には、小学校・中学校全生徒に教科書
の無償給与が開始され、現在に至っているのです。

私は、高校の教員をしておりまして、こういう義務教育は無償ではある。しかし、高校で
はですね、授業料はとってございましたし、教科書もとってございました。しかし、民主党政権の
ときには、教科書は無償でして、授業料は無償であったけれども、現在は限度額以内であれば
ね、授業料は無償と、こうなっております。いずれにしろ小学校では、無償給与が開始され、
現在に至っている。

そこで、この点については、同じ教育長、同じ教育を、一端を担っていた者同士ですから、こ
こには、教育長のほうにお答えいただきたいと思いますが。教科書無償給与制度の趣旨は何か。
またどのような歴史的背景があって無償制度になったのか。この辺をお答えいただきたいと思
います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 中島 幸男君

教科書無償の趣旨、今、議員がおっしゃったことなんですが、ちょっと文科省のがありますの
で、読んでみましょう。義務教育教科書無償給与制度は、憲法第 26 条に定められている義務教
育はこれを無償とするという、義務教育無償の精神をより広く実現する施策として、国が義務教
育諸学校の児童・生徒の使用する教科書を無償で給与するという、我が国の未来を担う児童・生
徒に対し、国民全体の期待を込めて、実施されているものです。これが趣旨でございます。

制度の経緯でございますけども、教科書の無償給与は、部分的に初めて実施されたのが、昭和
26 年。昭和 26 年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律に基づき、小学校
第一学年に入学する児童に対して、国語、算数の教科書が無償配付された。これがスタートで
すね。そして、昭和 27 年には経費は全額国庫負担として、私立学校の児童にも給与されたとい
う流れがあります。しかしながら、28 年の、これ廃止されたようにありますけども、このときは、

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

その後は、しかし、要保護、準要保護児童・生徒のみ給与される。と、こういう歴史的な流れがあります。昭和 37 年 3 月には、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が成立して、第 1 条で義務教育諸学校の教科用図書は無償とするという、教科書無償給与の原則を示し、無償措置についての手続は別に法律で定めるとしました。同年、昭和 38 年に小学校に入学する児童・生徒に対して、全教科の教科書は無償給与するという経緯。こういう流れ。そして、あとちょっと流れがあるんですが、今、議員のおっしゃったように昭和 44 年でしたっけ、ここで完全になったとこういう経緯がございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

そういうふうにして、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められたわけですね。それで、授業料の無償に準じて教科書は無償にすべきとこういうふうを考えられてきました。

現在、私たち国民、私も皆さん方も含めてですね、国民は教科書の無償は、もう現在当たり前なんですね。当たり前になった。それで、じゃあその歴史的背景の中でですね、こういうものがあるんですね。この昭和 36 年の 3 月、高知市の長浜地区において、高知市教育委員長、教育長らも参加した「小中学校教科書タダにする会」の要求大会が長浜小学校で行われた様子を紹介したのがありますので、御紹介いたしますが。これは、やっぱり国民的運動の源の中でですね、高知市の長浜地区というところから原点なんですね。それで、ここはこれは高知市立南海中学校というホームページに出ておるのですが。教科書無償運動常設パネル展示室設置の趣旨と。学校に展示されているんですよ。教科書無償運動の成果として、新学期を迎える子供たちは、真新しい教科書を手にし、ページをめくりながらこれから始まる勉強に期待を抱き、進級した喜びをかみしめることができます。しかし、今日の若い教職員や保護者をも含め、教科書が無償で配付されていることを当然と思い、その経緯を知るものが少なくなっている現状にあります。さらに、ここ長浜が教科書無償運動発祥の地と言われるゆえん、当時の被差別地域の人々や P T A、教職員組合、各種団体等が一丸となり、憲法第 26 条に基づく闘いを展開したことを知る者も少なくなっています。本校の「教科書無償運動常設パネル展示室」の趣旨は、子供たちが当時の貴重な資料等から全国に誇れる教科書無償運動発祥の地である長浜を再認識し、みずからのふるさとに誇りを持った生き方を身につけていってくれることを願ったことです。また、私ども教育に携わるものは我が国における最高法規である憲法を遵守し、遵守させることの意味を提起したこの闘いから、深く学ばなければならないとの強い思いからでもあります。これ、学校のホームページなんですね。そして、写真もあります。長浜地区「小中学校教科書をタダにする

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

会」の要求大会が長浜小学校講堂で行われ、高知市教育長らも出席した。これは昭和 36 年の内容なんですけど。こういう憲法 26 条のですね、無償である。義務教育は無償であるというような、そういう理念をやっぱり実際に実行していく原点であったということなんです。そういう意味では、私たち大人も子供さんたちもですね、やはり義務教育というのは、学習権を保障する、そういう国からやっぱり保障されているんだと。そういう意味で、そういう視点をこの学校は生徒たちに話すことによって地域に話すことによって、学習権を大事にしようと。怠けるなど、勉強しようという意気込みがこの中にあらわれていると思います。そこで、そういう理想、現実化していったわけなんですけども。

2 番にいきます。義務教育におけるドリル、テストなどの教材費、図工等教材費、社会科見学、PTA 会費、学級費、給食費、修学旅行等の積立金、保護者が町及び学校に納める学校教育費はいくらかという問いかけをしておりますが、この視点はですね、私はやはりこの中の一部でも、全額とは言いませんが、全品目とは言いませんが、こういう憲法 26 条に基づいて保護者負担軽減のために公費負担にすべきものがあるのではないかとこの視点で質問しております。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要旨 2 についての御質問についてですが、まず小学校 6 年間では、給食費を含め約 42 万円弱の保護者負担がございます。そして中学校 3 年間では、約 33 万円程度の負担があり、合計約 75 万円の保護者負担となります。加えて、中学校では制服、体操服、バッグ等を購入する前提でさらに約 6 万円ほどかかりまして、学級費、修学旅行積立金、給食費、そして中学校の制服代等で 9 年間で約 81 万円の保護者負担が生じております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今、非常に家庭環境の問題や所得の問題、さまざまな状況の中で、いかに教育費が負担が大きいか、皆さん方も、もう子育てが終わっておられると思われそうですが、まだまだ 20 代、30 代の方々にはですね、これだけの 40 万 2,000 円、33 万、七十数万円のですね、校納金を納めているということですね。それ以外にですね、それ以外にも、年間ですね、やっぱり二、三十万以上はですね、子供たちの教育費がかかっていると思われま。

そこで質問いたしますが、全国の調査では子供の 6 人に 1 人が貧困状態とも言われて久しいん

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ですが、芦屋町の場合、就学援助、それから教育援助を受けている児童・生徒の数もあるわけですが、そういう意味で、芦屋町の貧困率またはその子供の 6 人に 1 人なのか、就学援助の子供、教育扶助を受けている子供を加えますと、そういう貧困状態と言われている子供が何人に 1 人なのか。貧困率をつかんでおられますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成 28 年 5 月 1 日現在の芦屋町内の小中学生の数ですが、まず小学生が 781 人、そして中学生が 435 人、合計で 1,216 名となっております。そしてその中で、まず就学援助を受けている児童・生徒数ですが、小学校で 122 名、中学校で 78 名、計 200 名となっております。そして加えて、生活保護を受けている世帯の生徒・児童数ですが、小学生 20 名、中学生が 12 名、計 32 名となっております。就学援助、生活保護をあわせますと、約 6 分の 1 の生徒・児童がそのような状況であると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私の計算では、小学生の子供が 18.2%、それから中学校が 20.6%で、小学生の場合は 5.5 人に 1 人ではないかな。中学校では 5 人に 1 人の計算になるのではないかなと思っていましたけれど、そこにまた。そういうふうに絶対的貧困じゃなくて、相対的貧困という立場ですね、今、児童・生徒の中には、5.5 から 6 人に 1 人の方々は経済的な困難の中で貧困の子供たちがいるということなんです。それで、そういうような就学援助にしろ、それから教育扶助を受けている方々のその援助金額ないしは扶助金額、こういうものについてお答えできれば回答お願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助についてお答えいたします。

まず平成 28 年度、今年度ですが、学用品等につきまして、小学校では年額約 1 万 3,000 から 1 万 5,000 円程度、中学校では、年間二万五、六千円程度となっております。学年によって多少異なります。また、給食費につきましては、全額補助となっております。なお、参考までに金額としては、小学校は月 4,100 円、中学校は月 4,800 円で、夏休み 8 月を除

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

く 1 1 カ月分の徴収となっております。

そして、新入学学用品費、これは新 1 年生に対して支給されるものですが、小学校では現在 2 万 4 7 0 円、中学校では 2 万 3, 5 5 0 円となっております。そして現在、芦屋町では小学 6 年生と中学校 2 年生が修学旅行に行っておりますが、修学旅行費につきましても全額補助、実費支給となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉事務所が決定するものでございますけども、教育扶助費について金額をちょっと説明させていただきます。

教育扶助費につきましては、その対象世帯の所得の状況、それからお子さんの学年、時期によって異なっておりますけども、押しなべて、月額上限額ということで御説明させていただければ、小学生は 1 万円弱ということですね。それから中学生につきましては、1 万 5, 0 0 0 円弱と言えるような状況でございます。

以上です。（発言するものあり）月でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

そうなりますと、就学援助、それから、そういう生活保護家庭の皆さんを中心にした教育扶助。結局は教育扶助を受けている方が月 1 万円なり、中学生 1 万 5, 0 0 0 円前後が、一般家庭の方もそれだけのお金があるわけですね。それで、就学援助や教育扶助を受けている方々については、本当に経済的困難であるから、もちろん、そういう国や県やまたは町からですね、扶助、補助が出ています。じゃあ一般的な家庭でおさまっている方々については、校納金以外にもですね、私の計算でいくと、年間ですね、3 0 万はいくんではないかと思っています。だからそういう意味で、一般家庭の皆さん、この就学援助受給者の所得金額が、基準があるわけですけど、その基準のボーダーラインのちょっと上の方々はですね、それは対象外になってしまっていると。大変な教育費負担だなと思うわけです。そういう意味で、今、義務教育がうたわれて、教科書も無償化されながらですね、授業で使うドリル、実技系の教科道具、楽器、彫刻刀、裁縫セットなどの教材、クラス経営に必要な学級費。私は、この学級費が何でその学校が集めるのかなと疑問でたまりませんが、PTA 会費、これは任意団体ですから、入るの入らないのということでもいいんでしょうけども。まあいずれにしろ、保護者の費用負担は大きいです。このような状況の中に

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

あつてですね、先ほど言いましたように、教育扶助や就学援助制度を活用して、この子供たちの学習権を保障しているわけですから、該当する保護者からは安心して教育を受けさせることができ、喜ばれています。実際にそういう方にお会いしてですね、お話をしたわけですけど。

しかしながら、それ以外の児童・生徒を持つ保護者については、やっぱり恩恵をこうむるといふ言い方はおかしいんですが、学習権を保障するためには、そういう保護者に対してもそういう公費負担をやるべきではないか。

それで、義務教育の諸学校における保護者の負担する教育費に対する支援については、これは各自治体はその責任において、適切に判断されていると、されていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘のようにですね、町の基準に基づきまして適切に支援をしているものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

芦屋町は、結婚・出産の希望実現のため、芦屋町出産祝金交付事業とか中学 3 年生まで医療費の無料化など先進的に進められていることについて敬意を表します。しかしながら、今、少子化現象はますます拍車をかけていると言われてます。

それで、全国の自治体の中で、例えば給食費を全額または一部公費負担の取り組みがじわじわと今、進んでいますね。新聞にはたびたび載っていますが。昨年度ではもう 55 の市町村に増加していると。また、校納金の全額、一部を公費負担にしている自治体も徐々に見受けられてきています。私はどの品目をその公費負担にしてほしいと言っているわけではありません。これはまた学校や P T A 役員の方、保護者の方、または議会、執行部等いろいろ検討されてですね、考えていけばいいのですが。

例えば、学校給食法にはですね、前、ある議員が学校給食法の一部補助はどうなのかという話があったと思いますが、その際は学校給食法第 1 1 条に基づいて云々と、こう言われておったと思います。その中で、私、調べてみますとですね、その町のことであれば、学校給食を一部負担、公費負担とか全額公費負担というのがなぜできるのかなと思って問い合わせをしたんですよ。やっているとですね、公費負担にしているところ、一部負担しているところ。そうしたら、

こういう条文があるんですね。「調理施設費や人件費は自治体などの学校施設者が負担し、食材費は保護者が負担すると定めている。」ですね。「しかし、施行された時の事務次官通達に、自治体などが食材費を負担することは禁じない旨を明記しており、無償化しても問題ないとの見解である。」ということなんです。

給食費がですね、今、生徒 1, 200 人ぐらいおりましたよ、児童・生徒ですね。一人が大体 4 万円ぐらいですから、それをかけると何千万もなりますけれど。私は給食費とは言っておりません。要するに教材、授業の中でですね、ドリルとか副読本とかそういうものを授業でやってるわけですね。教科書と同じなんですよ。だから、しかもテスト代が入っていますね。そういうものについては全員生徒が使うんですし、やるんですし、そういうものについてはもう学校、公費負担ということをするのが当たり前じゃないかなと思うわけですね。例えばある新聞はですね、これは、学校は無償化を図る自治体もということで、山梨県早川町ですね。これは給食費も修学旅行も卒業アルバム制作費、教材費、卒業制作経費、社会見学費、授業としてのスキー、スケート教室代も公費で賄います。鍵盤ハーモニカもホースは保護者が買います。まあこういうのもあれば、ほかにもいつかあるわけですよ。だからぜひですね、何らかの形でやっていただきたいなど。

中島教育長さんは、もろもろの教育問題に関して改革を行われ、また先進的な立場でいろいろ改革されておられますので、ぜひですね、この問題についても率先して父母負担軽減、そして公費負担という形で進めていってほしいなというふうに思いますがいかがでしょう。検討していただきたい。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私たちとしましては、子どもの貧困というのは非常に大きな問題だと思っております。貧困は何が悪いか、子供たちに何が悪いかとなっておりますけれども、一つはやっぱり貧困が原因ということで低学力というのが起こっています。そして低学歴。それから本人にとりましては非常に自尊感情が非常に低いと、こういうこともある。それから不安感とかそういうこともありますし、孤立、排除されている意識がある。そういうような点で、子供がやっぱり非常にそういう面ではマイナスのイメージに捉えている。これは何とかせないけんというのは、今の世の中の流れでしょう。ですから政府もいろいろなことをやっていると思います。何しろおっしゃいますように、お金がかかる問題ですから、そういう方向としては、今後なっていくんだろうと思いますけれども、国の状況をしっかり見たいと。あわせてですね、やっぱりこの子供たちが、ただこの中では、貧困問題は自己責任論もあるんですね。これは、私はその辺くみしません。それは違うだろうと思っています。しかし、そういう意見も一般にはある。そういうことも含めてですね、慎重

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

に検討して、そして子供たちが本当に安心、安全な形で学校に通っていく。そして、少なくとも自分の将来をしっかりと見据えて、進路をきっちり決めていく。そのことがこの貧困の再生産、もしくは生まないような固定化、再生産を生まないような、そういう子供たちになっていく。そのことが我々の仕事と申しますか、使命だろうと思っております。少なくともそういう点で、子供たちをしっかりと頑張らせていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は、貧困の不経済的な問題の中における貧困の生徒、保護者ではもちろんそうです。それはそれで続けて結構なんですけど、一般家庭の方もですね、そちらのほうに就学支援を受けている方、そういう方々にですね、近づけていくと一般の方々をですね。そういう方向を、私は今回話をしておきます。そういう方向でお願いしたいなど。それはなぜかと言うと、芦屋町の「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」という、そういう理念がありますね。そういう理念を一層具体化するもの、その具体性のあるものにするために保護者が学校に納めている品目の一部でもね、公費負担するのはどうだろうか、ということなんです。

現在、町独自のそういう一般的な子供さんたちに対する施策はあるんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校教育費の保護者負担軽減という趣旨に基づいたことであれば、平成 27 年 10 月から始めた通学費補助がございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

特に学校教室の中でクラスの中で、子供を相手にですね、先生たち教育する中でですよ、教科書は無償配付されていますけど、そういうドリルとか計算紙とかテストをですね、テスト代を子供たちからもらっているわけですから、こういうのは当然、公費負担にすべきですよ。そういう意味でぜひですね、考えていただきたいなと思います。

次は徴収方法についてお尋ねします。現在、どういうふうな形で徴収をされていますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

大きく分けて2つございます。まず、芦屋町教育委員会が徴収する給食費についてですが、これは、ほとんどの保護者が口座引き落としとなっております。口座振替を希望されない一部の保護者に対しては、納付書を送付し、金融機関の窓口でお支払いいただいております。

2つ目の学校側が徴収する、いわゆる学級費や修学旅行積立金は、集金袋を毎月児童・生徒に配り、現金を学校に持参、集金する方式となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私の子供も30年以上、30年近くなるでしょうけど。こういうものですね、こういうものを、校納金袋をですね、私はあまり記憶にないんですけど、母親は渡していたと思うんです。今もこういう形なんですよ。もう私ね、今はあれでしょう、何と言いましょかね。今は通販、インターネットによる通販ですか。若い人たちでも、我々だって預金口座を入れているわけですし、そして実際いろいろなものを通販で買い物したりする時代なんですよ。時代遅れも甚だしいですね、こんなのね。しかも小学校1年生の子供にね、2,000円から3,000円のお金を毎月配っているわけですね。これ県のほうから、学校からいただいたわけですけど教育委員会を通して。小学校6年生、国語テスト、算数テスト、何とかテスト、理科テスト、漢字テスト、名札、マスク、アルバム、学級費3,000円。これを4月に集金袋にやるわけですね。小学生もありますよ。小学校はやっぱ2,000円、名札とか2年生1組ですね、健康センター掛け金、ノート3冊、計算スキル、漢字スキル、これ2,000円。各学校3校と中学校からいただきました。そういうのを先生方が各家庭に児童・生徒を通して渡して、これも渡すでしょうね。子供に入れて先生が受け取る。そして想像してください。先生がクラスに持ってきた子供からこれをもって、そして職員室に帰ってお金を数えて、そしてこれを印鑑を押して返すと。で、先生は何をしているかというと、各クラスの担任の先生は、そういう集金袋の30人なら30人のを袋に入れて、計算して箱の中に入れて、金庫に入れる。職員室の。それを校長がそれを修学旅行代、何とか代、何とかということを事務といろいろな計算しながらやっているらしいですね。時代遅れも甚だしいなというふうに思います。

それで、こういう銀行引き落としをやっている学校に問い合わせしたり、それから特にですね、北九州市の——それで聞いたわけですけど。北九州市と三井郡大刀洗町の小中学校、小郡市の教育委員会、ちょっと問い合わせしてみました。そうしましたらね、北九州市が非常によくつか

んでいまして、もう三十数年、四十年近くなるんじゃないでしょうか。わかりませんといつかから銀行引き落としにしたかわかりませんということですが。じゃあなぜ、現金引き落としにするのはなぜですかと言いますと、現金を直接扱うことがない利便性があります。効率的で便利です。安全性、盗難や紛失、現金の管理はもう任せております。未納対策です。子供が納付日忘れとか納付書忘れ、袋の紛失等がありますから未納対策にもなります。そして確かにですね、わずかにではあります、校納金袋の家庭もありますが、口座引き落としを今、促しておりますので、ほんのわずかでございます。じゃあ教師はどうかと言いますと、現金の取り扱い一切なし、ノータッチ。負担軽減です。それでじゃあどういうふうにされていますかと聞きましたら、銀行を引き落としの仕組みとしては、保護者は各校の指定の銀行口座に、銀行に口座をつくと。ネットバンキング方式だといいます。情報をデータベース化されるようですね。銀行はね。そして各口座から各業者、例えば給食業者とか、教材費を買うところとか、そういうのは校納金ですね。そういう形で振りかえます。芦屋町はこうなんですよと言うと、まだそんなことやっているんですか。おかしいですね。先生たち大変ですね。そういうことなんですよ。

まず子供さんがですね、小学校 1 年生の子どもがランドセルに配って、これを入れてですよ、危ないですね。ぜひですね、この件については、先ほども言いましたように、すぐにはできないとは思いますが、教育委員会や各学校、それから教職員の先生方、そういう方々と話をされてですね、ぜひ、この銀行引き落とし化のほうに進めていただけたらなあというふうに、保護者からもそういう話を聞いています。教育長いかがですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘の内容については、もう承知はしております。ただ、実際に芦屋町はまだ口座引き落としにはしておりません。デメリット、メリットある中で、できてない理由として 3 つ申しあげます。

まず、口座引き落としの場合、手数料が生じ、保護者負担が増となります。公金扱いとならないため、手数料免除となりません。2 番目に、月々の納付額が異なる場合が多々あり、事務手続が煩雑となり、その結果、かえって学校側の負担が増大いたします。3 点目が、場合によってはシステム導入が必要となり、そのインシヤルコストやランニングコストを誰か負担しなければならない。今現在この 3 点が大きなデメリット、問題点であると考え、まだ導入できておりません。

ただし、議員がおっしゃるようになりますね、御時世の流れもありますし、また北九州市や近隣自治体が一部導入しているところもございます。ただ町部におきましては、同じ町の中でも導入している学校、していない学校、統一化できていないところも多々あります。それぞれの学校の実

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

情に応じて学校長や県の事務官の判断、そして保護者要望等に合わせてですね、検討するようにですね、今回議員の御意見、そして現在の社会情勢につきましては、4校の校長のほうに申し伝えておきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ぜひですね、北九州市がよく話をわかりやすく説明していただきました。細かく説明していただきました。デメリットはあるとは考えられませんし、手数料についてはですね、保護者のほうには負担はらないというようなことも聞いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

じゃあ、2番目に行きますが、芦屋中央病院の院外薬局、公募進捗状況についてお願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

1点ずつお答えするという事によろしいでしょうか。

応募会社は何者か、書類選考による合格の会社は何者か。ということですが、院外薬局公募における応募会社は14者でした。このうちプレゼンテーション審査に進む5者を書類審査にて選定しました。この内容につきましては、病院に確認した内容によりお答えしています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

インターネットにですね、詳しくホームページに掲載されていますね。これ、ある人からいただいたわけですけど。これ見られました。私はこれを見てですね、感想なんですけれど、もともと私は院外薬局反対なんです。もう最初から、今も反対なんです。なぜかということは、るる、ずっと説明してきましたし、私のニューズレターにも書いてきていますし、そして町民のほとんどの方々が何で院内薬局にしないで、何で院外薬局かという声は本当に大きいものがあります。そういう意味でですね、もう院外薬局を公募されて、その14者の方が応募されて、そして1次審査をやって、2次審査、プレゼンテーション審査において5者を選定したと。そして、その選考委員会によって第1と第2候補、こういうことがあった。2位に選ばれたものが4者で同数であったため、第2候補者と第3次候補者は得点の高い順に決定しましたと、こう書かれてあ

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ります。1 位は株式会社ミズ、2 位がアインファーマーズ、3 位がタケシタ調剤薬局、そして後は出ていますね。私はですね、これを読みながらですね、思うには、点数制でやったということですね。点数制でもってやられたということで、最高得点 5 5 1. 2 点、5 5 1. 2 5、2 番、3 番こうなってるわけですけど。芦屋町の場合ですね、プロポーザル審査結果がホームページに掲載されています。大変喜ばしいことですよ、こういう点数制でやればですね。また、大君区に設置された太陽光発電の選考方法も点数制であったと思うんです。確かそういうふうに記憶しています。じゃあ何で特別養護老人ホームの場合は点数制度にしなかったのかなあと非常に疑問に思っております。それはもう、きょうは問いません。

それで、私は産業医科大にもたびたび通っているわけですけど、産業医科大の周辺、門から周辺にはですね、タカサキ薬局、サンキュードラッグ、サン薬局、日本調剤、医生ヶ丘薬局、タケシタ調剤薬局、よしたけ調剤薬局、6 者がですね、玄関入口周辺にひしめき合っているわけですかかりつけ薬局という意味で、ファクスでですね、その産業医科大から処方箋はそのところに行きますと処方箋が送信システムでもって、自分が行きたいところにバーッと送って、その薬品があるかどうかを確かめて、お客さんは、患者さんは、安心して自分のかかりつけ薬局のほうに行けることができるということで、処方箋送信システムというのを備えていました。今回、このミズから 3 位、4 位、5 位までの薬局はそういう送信システムは、処方箋送信システムを備えているかどうか、わかりますか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

その辺については確認しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私がこの院外薬局について問題にするのは、患者さんの立場に立ったものではない、やはり院外薬局にすることによって、病院の経営が少しでも利潤が得ることが、確かに間違いありません。その調剤師を雇うこともいらないし、それから院外薬局であれば場所がいりませんし、院外薬局にすればですね。そして、その入り口のところの土地の貸付料が入ってきますから、それはプラスになるとは思うんですね。ただですね、この産業医科大と芦屋町病院は規模は相当違うでしょうけれど、この産業医科大の場合は 6 者の薬局がひしめき合ってるわけですね。そうしますと、あの土地に 1 者だけしか、どれが決まるかわかりませんが、非常に利益が相当あると思いますね。

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

だからその点については、やっぱりそれなりの、ただ土地使用代だけじゃなくて、何らかの収入を公式にですね、いただけるものなのかどうかは、それは土地の評価についてですね、これは決まっておりますから。私の計算では、平米数を掛けますと年間 130 万ぐらいかな、ぐらいいが入ってきそうですね。だから私としては、これをやっぱり院内薬局にしていただけたら、患者さんも非常に喜ばれたらいいなあというふうに思う、そういうふうな感想でございます。

じゃあ、次、3 点。職員の時間外労働の実態と休職者について、いきます。

電通の女性新人社員が過労自殺した事件や正規労働者と非正規労働者問題、同一労働同一賃金問題などでは、国は働き方改革実現会議を立ち上げ、労働者の残業時間等について議論しています。その中で、36 協定の見直し案が出され、労使の代表である経団連と連合との話し合いが続けられています。これらは民間労働者の場合でもありますが。

私は議員になって 6 年目ですけど、総務財政委員会において 2 年目ぐらいかな、1 年半から 2 年目ぐらいに、もう都市整備課のある係長さんがですね、もう本当に顔を真っ赤にしてですね、今にも倒れられそうな状況で委員会に出てこられました。そのときの委員会のみんな 6 人でしたっけ、7 人かな。その人たちがもう本当に、お前大丈夫かと。お前過労死やしたらつまらんぞというようなことを皆さん言われた。私も言いました。本当にですね、そういうことでいつもですね、時間外労働時間が非常に多い。そして残業手当も多い。どうしてこんなに、そうなんだろう。私が 8 年、9 年前に時々、議員になる前ですよ、役場周辺を通るときがありますけど、もう 5 時半ぐらいになったらみんなほとんど帰っていた状態があったじゃないですか。そんなに 8 時 9 時まで残っている人いませんでしたよ、あんまりね。私も役場の中に入ったわけじゃありませんけれど、電気はついていませんでした。今はもう 8 時、9 時、10 時、そういう状況があるものですから、私は実態調査をやってほしいということでお願いしたところ、質問に入るんですけど。

時間外労働時間数及び残業手当総額の平成 24 年度から 27 年度の推移を問うと。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成 24 年から 27 年度までの病院及び競艇事業局を除いた時間外労働時間及び残業時間の総額について、お答えいたします。

平成 24 年度は 1 万 1, 853 時間で約 2, 529 万円。平成 25 年度は 1 万 5, 362 時間で約 3, 273 万円。平成 26 年度は 1 万 9, 509 時間で約 4, 019 万円。平成 27 年度は 2 万 1, 827 時間で約 4, 507 万円です。

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

総務課から生涯学習課まで出していただきました。競艇とか中央病院については省いておられますが。この平成 27 年度は残業手当が 4,500 万円、平成 24 年度は 2,500 万円、約 2,000 万円もふえているわけですね。そして、残業時間は平成 24 年度は 1 万 1,000、平成 27 年度は 2 万 1,000 円。なぜこのように残業時間がふえ、残業手当が多くなったのか。もう一つはどこの課がですね、一番多い課はどこですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

年度によってさまざまなんです、24 年、25 年につきましては、1 番多いところにつきましては都市整備課、26 年度につきましては学校教育課、27 年度につきましては地域づくり課が時間的には 1 番多いという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

企画政策課が 2 番ですね、27 年度について。それで今言われた、地域づくり課が——給与額ですね。12.5% 割合。給与額が、失礼しますね、地域づくり課、これですね。平成 27 年度の給与総額は 5,427 万 3,000 円、約 5,400 万ですね。それに対して時間外勤務手当が 680 万です。12.5% が残業手当。なぜこんなに地域づくり課が、よく見えますと、26 年度が 9.3%、27 年度が 12.5%、もっとさかのぼって 25 年度は 3.5% だったのが、年々ふえてきている理由は何でしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域づくり課につきましては、26 年度より、あしや砂像展という形の中で始まっておりますので、そこでの時間外がふえているという形になるかというふうに思っております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

先ほども言いましたようにですね、やはりあまりにも重労働、加重労働を強いられているのか、みずからが能力のなさで残業しなくちゃならなかったのかとかいうことは思いませんが、やはりいろいろな仕事等が加算されていく中で、こんなに時間外労働がふえたんだろうなと思うんですけれども。時間外労働時間数が月 70 時間から 80 時間、過労死ラインと言われている 80 時間を超えた職員数の平成 24 年度、25 年、26、27 年度の推移を聞きたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成 24 年度から 27 年度までの競艇事業局と病院を除いた時間外労働時間 80 時間を超えた職員の延べ人数という形でお答えさせていただきます。平成 24 年度は 6 人、平成 25 年度も 6 人、平成 26 年度は 15 人、平成 27 年度は 35 人です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今 80 時間、27 年度で結構ですけど、80 時間を超えた方が何人と言われました。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

27 年度は 35 人です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ、その 35、延べでしようけどね、その 90 時間とか、その 35 人の延べですけど、90 時間とか 100 時間を超えた方は。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成 25 年度で 80 時間を越えているという形でしましたけれど、90 時間以上という形でいきますと 90 時間から 100 時間を超えた職員については 9 人、100 時間以上については 17 人という形になります。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

確認ですけれど、100時間を超えた方は17人。町長、今これです、もう御存知だと思うんですけど。今、この過労自殺というのは民間企業だけではなく、地方自治体職員にも波及しているんですね。もう皆さん方が御存知のように、福岡県の糸島市の職員が自殺していますね。市が適正な業務分担を怠ったとして、控訴審では地裁判決を変更して逆転判決で、高裁で負けたわけですね、市はね。糸島市に対して賠償命令が出されています。疲労や心理的負担、負荷が過度に蓄積していたと。そして自殺直前の1カ月の時間外労働は約114時間に及んでいたと。まあ、まさに青天井、労働者、地方公務員ですよ。働かせていたんですね。どうでしょう、過労死ラインと言われる月80時間以上働いている人が35人。まして、その100時間を超えている人が17人、延べですけれども。いらっしゃるといふことについて、どう考えられますか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いろいろな要因があるわけですが、まずですね、よく議員も御存知のように、団塊の世代の職員が大量に退職いたしました。新人が大量に、まあ大体、今、何割ぐらい、4割、40%という形の中で、まあ恐らく、その課長さんたちも残業を強制しているのではないと思います。聞いたことはないんですが。多分、やっぱり私もたまに土日、来るんですけど、土日です、結構若い職員が、何しようと言っていると、ちょっと仕事が残っているからというような形ですね。これはある意味、その過渡期では無いかと私は思っております。それと先ほど課長が言いましたように、砂像の問題、地域づくり課では砂像の問題。それからですね、今、国がいろいろな形の中で法律、それからをどんどん変えていっています。そのたびに、いわゆる法整備をしなくてはならない。条例も変えなくてはならないということでですね、次から次に、全部これは国から県に行って、県は各自治体に説明をするだけ、やるのはもう末端自治体。これは芦屋だけの傾向ではないと思います。一応ちょっと他町、こういうことを他町に聞くのもなんですけど、これはおそらく、全国の自治体では同じような傾向になっているのではないかと思っております。ただ、ただやはり、早く帰るようにですね、そういうふうな形の中で指導はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあぜひですね、職員組合の皆さんとお話をされてですね、今は東京都政でも、もう 8 時以降は電気を消しなさいとかですね、こういうふうなこと言われていますから、そういう形で進められていったらどうかなと思っています。

そして 3 番目、芦屋町職員の休職者の平成 24 年度、25 年度、29 年 2 月における人数の推移を問うと。芦屋町職員の休職者は他町と比較してどうかということについてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

休職者の推移につきましては、年度の末という形でお答えさせていただきます。

平成 25 年 3 月末で 1 人、平成 26 年 3 月末で 2 人、平成 27 年 3 月末で 2 人、平成 28 年 3 月末で 3 人、今年、平成 29 年 2 月末で、現在 6 人という形で休職者は出ております。

以上です。

すみません、もう 1 件でしたね。一緒にあと、休職者の他町と比較してという形になりますけれど、他町をちょっと確認いたしましたところ、現在休職者が出ているところにつきましては、中間と岡垣が休職者がいるという形で、人数につきましてはちょっと差し控えたいと思いますけれど、芦屋町は 6 人という形で一番多いという形ではなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

時間が差し迫ってきましたけども。そういう 6 名の方ですね、精神的障害の労災認定基準に該当している人がいるのかなとかですね、それから町長は休職者の方ですね、本人と話し合っているのかな。そういうことも質問したかったんですが、時間がありません。

ある市の消防本部の男性集団が新人職員に辞めるなら早く辞めろとどなったりですね、部下や上司に対して、ボンクラとかですね、暴言を吐いた、いわゆるパワハラ行為を繰り返した。その 13 人を処分しておりますね。先日の新聞に載っておりました。

実は、先日、私のところに電話が入りました。役場のある課で部下と思われる若い職員に対して大きな声でどなっていたということを目にいたしました。6 人の休職者の中にはパワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けたという因果関係があるのではないかな、どうだろうか。役場内では、本当に働きやすい環境に置かれているのか。そのために環境改善の施策が図られているのかと。

平成 29 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

最後にですね、時間が来ましたね。セクハラ委員とか、パワハラ委員会の委員の相談員がいるのかなというふうなことを思いますし、無駄な仕事を強いていないのかと。そういうことを疑問に思うというか、非常に私自身、不安と言いましょかね、危機感を覚えているところです。時間が来ましたので、一般質問を終わりたいと思います。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。